

まちづくりの基本姿勢

まちづくりの理念と主体

1 まちづくりの基本理念

本市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- ①市民、市議会および執行機関等が、協働により行うこと。
- ②市民、市議会および執行機関等が、まちづくりに関する互いの情報を共有すること。
- ③市民の自主的・自立的な参画および男女共同参画が保障されること。
- ④個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境および教育・文化環境の調和が確保されること。

2 まちづくりの主体と役割分担

(1) 市民

まちづくりに自由かつ平等に参画できる権利と、積極的に参画する責務を有しています。

また、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利があります。

(2) 市議会

市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査し、監視するよう努めることとします。

また、市民に開かれた議会運営に努めることとします。

(3) 市議会議員

議会の活動状況および市政の状況等について、市民へ情報を提供し、説明に努めることとします。

また、常に自己研鑽を行い、施策の提案や提言を行うなど、誠実に職務の遂行に努めることとします。

(4) 執行機関等

市長は、執行機関相互の連携を図り、市政の適正かつ円滑な運営に努めます。

執行機関等は、執行機関相互に連携し、市政の適正かつ円滑な運営に努めるとともに、協働によるまちづくりを推進します。

また、まちづくりに必要な能力を有する人材の育成に努めます。

(5) 職員

自らも市民の一員であることを自覚し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めます。

(6) コミュニティ

執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援するものとします。

また、市民、市議会および執行機関等は、コミュニティの役割を認識し、尊重するものとします。

(7) 地域コミュニティ推進協議会

地域コミュニティ推進協議会は、小学校区を単位として、その地域内の市民を会員として構成され、地域内において実施する必要がある事業（廃止または見直しを行う必要があるものを含み、公共の利益を害するおそれのあるものを除く。）を市に一定の枠内で予算提案する権限を有しています。

市政運営の基本方針

1 市民満足度の向上

市民ニーズや行政課題に迅速に対応できる組織体制の整備や人材の育成等を積極的に進めるとともに、常に市民の期待に応え、迅速かつ丁寧で的確なサービスの提供に努めながら、生活者の視点を重視し、市民ニーズの把握と創意工夫を行い、市民満足度を高める行政運営を推進します。

2 行財政改革の推進

民間活力の積極的な活用や一層の行政改革を推進し、効率的な行政運営に努めます。

また、財源の安定的な確保や受益者の公平で適正な負担を図り、効率的で健全な財政運営を推進します。

3 住民自治の推進

市民や地域の自らの選択、決定、責任による地域社会の形成に向け、地域分権、住民自治を推進します。

また、市民、地域、関係団体、行政等が果たすべき役割分担を明確にし、協働によるまちづくりを促進します。

4 透明性の高い、わかりやすい行政

各種施策などの意思決定の過程やその内容、市政の課題など行政活動全体について、市民への積極的な説明責任を果たし、情報公開に努めるとともに、多様な広報媒体を通じた情報の提供や共有に努めます。

また、市民からの意見や情報の収集を行い、行政活動に適切に反映します。



将来像達成のための重点施策

1 地域分権で進めるまちづくり

小学校区毎の地域コミュニティ推進協議会においては、今後、既存団体との連携や幅広い年齢層への浸透・拡大を図り、予算提案のみならず、市との協働事業の実施や地域の利益に寄与すると考えられるコミュニティビジネスへの進出など、新しい公共の中心的な担い手となることが期待されています。

「地方分権」の究極の形として期待される地域分権を、「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の基本理念にのっとり、市民と市の協働によりさらに発展させていきます。

2 環境にやさしいまちづくり

豊かな自然環境を守り生かすため、環境保護とまちの活性化を両立させたまちづくりを行っていきます。

新環境基本計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制に重点を置いた省エネルギーの推進、新エネルギーの導入を図るとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及・啓発を図ります。

3 世界に誇れる安全で安心なまち

世界に誇れる安全で安心なまち「インターナショナル・セーフティシティ」をめざして、行政や市民、地域団体等によるパートナーシップを構築し、それぞれが適切な役割分担を果たすことにより、自助・共助・公助の精神に基づく安全で安心なまちづくりを進めていきます。

4 「教育のまち池田」の推進

教育内容の改善や、教育環境の整備等が求められている中、今後は、義務教育9年間を連続した期間と捉え、小中一貫教育への転換を図り、9年間の学習内容や指導方法のあり方を見直し、子どもの思考の発達と心身の成長に合ったカリキュラムの下、自立して社会で生きていく確かな基礎力、生きる力を持った子どもを育てます。あわせて、耐震化も含めた学校施設の整備を行い、教育環境の充実を図ります。

5 細河地域の活性化

産業・流通業務などの拠点として需要が高まる地域特性を生かすとともに、教育施設を誘致し、地域において長年にわたり養われた経験と英知が融合し、さらなる技術発展や連携・協働などが行われるよう働きかけます。

また、農園芸を実体験できる都市近郊型の観光拠点として、交流・ふれあいのまちづくりを推進し、魅力ある地域となるよう活性化を図ります。

まちづくりの基本計画

にぎわいと活力あふれるまち

1. 駅周辺を中心とした市街地の整備

めざすべき姿

高度な都市機能を持つ市街地と、地域の持つ歴史的・文化的特性や恵まれた自然環境などを生かした景観が調和した都市が構築されることにより、利便性と快適性、安全性を兼ね備えた人にやさしい都市整備が図られている。

施策の体系

駅周辺を中心とした市街地の整備	石橋駅周辺地区の整備
	・循環型再開発も視野に入れた新手法の官民双方による研究 ・バリアフリー化の促進 ・鉄道・バス会社等公共交通機関との連携強化 ・木造老朽化建築物の建替え ・狭あい道路の解消 ・環境に配慮したうるおいある都市景観の整備
	池田駅周辺地区の整備
	・回遊性の高い散策路の整備 ・地元関係者などとの協議のうえ、駅前にふさわしい顔づくりの推進 ・バリアフリー化の促進 ・木造老朽化建築物の建替え ・狭あい道路の解消
郊外市街地の整備	
	・宅地化する農地や未利用地についての良好な住環境の形成 ・狭あい道路の解消 ・環境に配慮したコンパクトタウンの推奨 ・地域分権などによる自主的なまちづくり活動の推進

2. 細河地域の活性化

めざすべき姿

細河地域は、旧来の都市軸に新たな高速道路も加わり、利便性の高い地域となっている。伝統の植木産業における「ほそかわ」ブランドが確立・保持されていると同時に、自然環境を生かした観光地・自然体験ができる教育の場としての活用が図られている。

施策の体系

細河地域の活性化	地域の特性を生かしたまちづくりの展開
	・国道 423 号の通過者などを招き入れる施設の整備 ・木部ランプ周辺の流通ゾーンの形成 ・自然環境の中で実践できる地域の特性を生かした教育施設の誘致 ・自然体験プログラムの作成 ・近隣観光地としての観光振興の促進
	地域産業の保持・育成と、良好な地区環境の保全
	・植木産業などの地場産業の育成 ・遊休農地の解消 ・直売所の設置、整備の支援 ・野菜栽培講習会の実施 ・植木剪定枝の有効活用 ・若手後継者グループの活動の支援
	地域住民が主体となった活性化策の検討
	・地元関係者からなる協議の場の設置 ・将来的な活性化策についての検討 ・地域交流を深めるための交流の場の創設 ・細河地域への来訪者のニーズの把握



3. 大阪国際空港の活用

めざすべき姿

国際的視野に立つ航空戦略に基づいて、関西 3 空港の適切な役割分担や運用が行われている。空港アクセスが整備され、空港周辺や関西全体の経済活性化に寄与し、地域の新たな雇用機会が創出されている。

空港ターミナルビルは新たに整備され、エコエアポートとして人にも環境にもやさしい空港となっている。

施策の体系

大阪国際空港の活用	空港を生かした地域づくり
	・ 空港敷地の有効活用と空港関連施設の誘致に向けた働きかけ ・ 空港周辺都市の連携の強化 ・ 空港官舎の跡地利用の検討 ・ 空港利用客に対する魅力ある地域資源の発信
	利用者の利便性の向上
	・ 空港施設・交通アクセスの整備の国などへの要望 ・ 周辺地域整備と連動した幹線道路整備や公共交通の導入の要望 ・ 近距離国際線と長距離国内線の復活等の活性化についての国への要望
	周辺環境の整備
	・ 関係機関などで組織する委員会、検討会での関西 3 空港のあり方の協議 ・ 空港周辺の適切な土地利用に関する国・府などとの検討 ・ 生活環境など周辺対策のさらなる改善の国への要望



4. 道路網の整備

めざすべき姿

新名神高速道路や市内域の国道整備などにより広域交通網の整備が図られ、災害時の緊急輸送路、レジャーの行動圏や地域振興の広域的ネットワークが拡大し、利便性が向上している。

市内幹線道路においては拡幅整備やバリアフリー化が行われ、市民が安全かつ円滑に通行できる道路形態となっている。

施策の体系

道路網の整備	計画的な道路整備・管理の推進
	・ 道路整備の見直し ・ バリアフリーに配慮し、環境の視点を取り入れた、道路の維持・管理 ・ 国や府、近隣市との連携強化による道路整備や適切な管理の推進
	広域幹線道路の整備
	・ 関係機関への強い働きかけによる整備促進
	市内幹線道路の整備
	・ 菅原新町線の整備と、池田駅前広場の整備の検討 ・ 満寿美猪名川線の整備 ・ 電線類の地中化
生活道路の整備と狭あい道路の解消	
	・ 歩道の改良、カーブミラー、道路照明などの交通安全施設の整備 ・ 透水性・カラー舗装など、環境や景観の向上に配慮した道路整備の推進 ・ パブリックコメントや公聴会制度を活用した道路整備に関する市民意見の反映 ・ 狭あい道路解消についての積極的な啓発



5. 住宅の充実

めざすべき姿

衛星都市である本市は、教育・文化・健康都市として定住性が高く、良好な住環境を誇っている。

官民が連携し、質の高い居住水準と多様なニーズに対応できる住環境が整備されている。

施策の体系

住宅の充実	公的住宅の充実
	・選択肢のある市営住宅の供給計画の作成 ・公園などの都市施設整備と一体となった、市営石橋住宅の建替え計画の作成 ・大阪府住宅供給公社、UR 都市機構などの住宅関係機関との連携
	民間住宅の充実
	・公的融資、住宅税制の優遇措置による、住宅の建設促進 ・優良住宅の供給や、若年ファミリー層向け物件の充実のための民間への働きかけ ・建築基準法の遵守徹底など適切な行政指導の実施
良好で安全・安心な住宅の供給	
	・公的助成や優遇税制による住宅のバリアフリー化の促進 ・耐震診断や耐震改修に対する公的助成や優遇税制による、住宅の耐震化の促進 ・太陽光発電パネル設置の助成など環境に配慮した住宅建設に対する公的助成などの検討 ・公的融資、住宅税制の優遇措置による、長期優良住宅の建設の促進



6. 農園芸の振興

めざすべき姿

細河地域の伝統の植木産業が受け継がれるとともに、神田地域を中心とした野菜栽培も盛んとなり、植木市や野菜の直売などで地産地消が推進され、活況を呈している。また、担い手のなくなった農地は貸し農園として市民に提供され、人気を得ている。

施策の体系

農園芸の振興	細河地域における植木産業の活性化と野菜農家の育成
	・植木や草花特産品の創出 ・水路・農道等の整備や集出荷体制の確立などによる、農園芸生産基盤の強化 ・消費者ニーズに対応した植木のPRの強化 ・植木、農産物などの一般市民向け販売の実施・充実の支援 ・生産者グループによる勉強会、検討会などの活動支援
	神田地域を中心とした都市農業の保全
	・減農薬、有機農業のための講習会の実施や有機肥料の購入費用の助成 ・地方卸売市場との連携強化による消費ニーズの把握 ・学校給食や保育所等への供給量の増加による、安定した供給先の確保 ・遊休農地の把握による、貸し農園の推奨 ・ブランド化など地元野菜のPRによる地産地消の推進
	後継者や新規就農者の確保・育成
	・大阪版認定農業者の認定の推進 ・農業経営計画の実現に向けた支援 ・担い手グループに対する講習会などの啓発 ・生産方式や経営管理の合理化の推進 ・説明会、講習会の開催による就農の支援



7. 商業の活性化

めざすべき姿

店舗だけでなく、インターネットを利用するなど、販売方法が多様化する中、伝統・文化を継承しながら、池田の地域性を生かした商業活動が展開されている。

池田・石橋両駅周辺の商店街では、市民はもちろん近隣からも人々が訪れる商業エリアが創出されており、個々の地域では少子高齢社会の中、地域の商店が高齢者等の生活を支えている。

施策の体系

商業の活性化	地域ブランドの確立
	・起業家支援のためのいけだピアまるセンターの充実 ・商店街の統一的なイメージ形成に向けた景観に配慮する店舗の建築・改修のための支援 ・消費者ニーズの調査と地域独自の商品やサービスの開発・提供の支援 ・特徴的なイベントや効果的なPRへの支援
	経営の安定化
	・商工会議所、商工団体や事業者間の連携の強化 ・事業者の人材育成や情報共有の支援による、経営基盤の整備 ・リーダーの養成と若手の担い手づくりの支援 ・女性など多様な人材の活用 ・各種ゼミナール、研修会、講習会の実施による、各個店の自助努力の啓発の実施 ・店舗の新築・増改築資金としての各種融資制度の有効活用
	多様な商圈の確立
	・来訪者に魅力的な商業空間の整備 ・インターネットやCATVなどの広告媒体としての活用と販路開拓としての活用



8. 工業の振興

めざすべき姿

変動する国内外の経済情勢や、情報システム・交通ネットワークの進展と相まって変化する企業の要請に対応しつつ、既存企業の特性を生かした技術革新の促進、将来の工業振興を担う人材の育成の強化など各種支援策を実施することで、創造性と活力あふれる工業基盤が形成されている。

施策の体系

工業の振興	創業の支援
	・いけだピアまるセンターを活用した創業あるいはベンチャー企業の支援 ・起業家の発掘とその育成を支援する事始め奨励大賞の実施 ・各種融資制度の有効活用の促進 ・空港官舎跡地、公共施設跡地等への企業誘致
	経営の合理化・安定化
	・中小企業を担う人材の育成 ・異業種間の交流の促進と情報の共有化 ・工業者の自助努力の啓発 ・各種融資制度の有効活用の促進



9. 労働者施策の推進

めざすべき姿

老若男女、障がいの有無に関わらず、すべての労働者が意欲を持ちながら、健康で安心して働ける環境が整備されている。

また、高齢者、女性、障がい者、外国人などの人材活用が進み、育児や介護を行いながら働くことも容易になっている。

施策の体系

労働者施策の推進	雇用安定事業の促進
	・ハローワークや池田雇用開発協会などの関係機関との連携 ・雇用の安定のための関係機関への働きかけ
	就労困難者の就労支援の充実
	・能力向上のための講座の開催 ・ハローワークと連携した雇用情報の提供 ・農園芸や介護など、市内の労働力不足の分野を紹介できる機会づくり ・障がい者の法定雇用率を遵守するための啓発活動の充実
	働く者の権利擁護の推進
	・地域就労支援センターの充実 ・労働相談の充実 ・困難事例における労働基準監督署などの関係機関との連携 ・労働に関する法律や諸制度の周知



10. 観光の振興

めざすべき姿

五月山を中心とした自然や多様な文化施設が近隣観光の拠点として受け入れられるとともに、広く国内外からの観光客が楽しめるような環境が整備され、多くの観光客でにぎわっている。

本市の伝統行事やイベントについても、市内外に広く知られ、多くの人々が訪れるとともに、イベントの形態も市民参加型へと進み、地域の活性化に役立っている。

施策の体系

観光の振興	魅力ある観光ルートの創設
	・回遊性のある観光ルートの設定や「ちょっと」立ち寄りたくなるスポットの創設 ・多様なニーズにマッチした観光マップの作成 ・外国人が一人でも回遊できるような環境整備 ・歩いて、見て、楽しいまちづくりの実施
	伝統行事やイベントの充実・支援
	・伝統行事の保存会への継続的な支援と保存会自身による一層の自助努力の促進 ・イベントへの各種団体の積極的な参加や団体間の連携強化の促進
	広域観光事業の推進
	・豊能地区広域観光推進協議会における効果的な事業の展開 ・歴史街道推進協議会など各種団体との連携
	観光 PR の強化
	・インターネットや CATV などを利用した観光資源の PR の多媒体化 ・隠れた観光資源の発掘、ブラッシュアップによる観光客の増加 ・観光と商業の連携による効果的な PR と地域の活性化



みんなが健康でいきいきと暮らせるまち

1. 福祉社会の推進

めざすべき姿

高齢者や障がい者（児）をはじめとするあらゆる人の社会参加が進み、一人ひとりの能力と地域全体の支え合いにより、住み慣れた地域で、健康で文化的な生活を営み、希望する保健・医療・福祉のサービスが受けられ、安心した生活を送ることができるようになっている。

施策の体系

福祉社会の推進	地域福祉活動の推進
	・関係機関との連携による、地域福祉活動を推進できる体制の強化 ・公民館や共同利用施設などの、地域福祉活動推進の交流拠点としての活用 ・ボランティア活動に対する理解促進
	保健福祉総合センターの機能充実
	・各施策の円滑実施のための機能の充実 ・地域コミュニティや世代間交流の場としての運用の充実 ・市民交流の場の提供と積極的なPR
	やさしいまちづくりの推進
	・障がい者（児）や高齢者住宅の供給体制の整備と良好な住環境の整備 ・公共施設や民間施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの観点からの整備の実施 ・安否確認や避難誘導できるルートや施設の確保 ・市民ニーズの的確な把握 ・自殺対策連絡協議会の設置と、専門機関などとの相互連携や包括的なネットワークの構築



2. 高齢者福祉・介護の充実

めざすべき姿

高齢者が、できるかぎり住み慣れた地域の中で、すべての世代の方との交流・助け合いなどを通じて、いきいきと暮らせる社会となっている。

元気な高齢者が支援などを要する高齢者の支え手となるなど、地域みんなが高齢者を支える社会となっている。

施策の体系

高齢者福祉・介護の充実	高齢者福祉の充実
	・老人クラブの育成 ・老人福祉センターの維持と運営の充実 ・シルバー人材センターの活用と運営の充実 ・高齢者が社会参加できる環境づくり ・高齢者が自立する意欲を持つための啓発 ・世代間交流の促進 ・高齢者の健康の保持増進
	介護保険事業の適切な運営
	・居宅介護サービスの質の確保と向上 ・施設サービスの量の確保と質の向上 ・介護予防サービスの質の確保と向上 ・利用者ニーズの把握・分析 ・地域包括支援センターのさらなる機能強化 ・介護従事者の需要増に対する事業者と求職者とのマッチング ・相談支援業務の充実 ・適正な介護給付の推進
	地域による支え合いの推進
	・各種団体のネットワーク化 ・災害時・緊急時の連絡体制の構築



3. 障がい者福祉等の充実

めざすべき姿

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会が実現している。

障がい者（児）があらゆる社会活動に参加し、社会の一員としての責任を分かち合っている。

施策の体系

障がい者福祉等の充実	生きがい対策と社会参加の促進
	・社会参加にかかる啓発・広報活動の推進 ・生涯学習やスポーツ活動の機会の充実 ・障がい者（児）同士、障がい者（児）と地域の人たちとの交流の促進 ・心のバリアフリー化の推進
	援護・医療サービスの継続支援
	・各種サービスの負担軽減のための施策の継続 ・障がい者医療施策の充実 ・障がい者（児）の同居家族へのサポートの実施 ・国・府に対する援護・医療サービス制度の継続の要望
	在宅福祉サービスの充実
	・専門性の高い人材の確保と養成 ・訪問系事業や短期入所事業、その他の施設利用系事業の充実 ・災害時や緊急時の各種障がいに対応した対策の検討 ・相談支援体制の充実
	施設・居住系福祉サービスの充実
	・日中活動の場や就労に向けての訓練の場としての施設の充実 ・ケアホームやグループホームの充実 ・障がい者（児）ニーズに対応した住宅整備の推進 ・高齢障がい者仕様の特別養護老人ホームの施設整備の支援 ・地域での自立した生活に向けての支援
	雇用・就労の促進
	・就労促進のための事業主への啓発・広報活動の積極的な実施 ・職業訓練・機能訓練・生活訓練などの実施 ・職場環境の改善支援等による障がい者雇用の機会の拡大 ・福祉的就労の場の整備促進 ・関係機関との連携による支援体制の構築
	発達障がい者（児）等の支援
	・乳幼児期から青年期までの一貫した支援システムの構築 ・個人データの共有と支援の連携

4. 少子化への対応と子育て支援

めざすべき姿

結婚や出産、子育てと仕事の両立にかかわる社会的な選択肢が拡大する中、ライフステージに応じた希望の生活を実現できるようになっている。

また、多様な子育て支援サービスが必要な質・量ともに確保・提供されるとき、社会全体で子どもたちを育てる環境が整備され、子どもたちが健やかに育っている。



施策の体系

少子化への対応と子育て支援	保育事業の充実
	・保育所施設の老朽化等の改善と施設整備の充実 ・子ども同士や高齢者との交流の促進 ・サービスの拡充とともに、私立保育所などとの連携による提供手段の多様化の実現 ・在宅児童や親に対する事業の充実・拡大
	地域における子育て支援の推進
	・子育て家庭への支援の国・府に対する要望 ・医療費助成の拡充 ・ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の増加 ・地域子育て支援拠点事業の拠点数の増加 ・子育て支援体制の強化
	子育てと仕事が両立できる環境の整備
	・女性が育児をしながら働きやすい環境づくりと男性が育児できる体制づくり ・留守家庭児童会の施設設備の拡充による児童の健全育成 ・企業に対する子育て支援策や子育てしやすい職場環境のPRの実施 ・新・いけだ子ども未来夢プラン（後期計画）の推進
	要保護児童と家族に対する支援体制の充実
	・要保護児童の早期発見体制の整備 ・関連機関との連携体制の整備と情報共有 ・専門員による支援の充実

5. 生活自立支援の充実

めざすべき姿

低所得者対策が推進され、多様な生活支援が充実し、低所得者を地域全体で支え合うとともにすべての人が自立し、自分らしい生活を送っている。

ひとり親家庭に対する支援や施策が充実することで、自立し、安定した生活を営めるようになっている。

施策の体系

生活自立支援の充実	低所得者の自立への支援
	・相談や個別指導などの就労支援の実施 ・地域による支え合いの体制の充実 ・地域包括支援センターなど関係機関との連携の強化
生活自立支援の充実	ひとり親家庭への支援の充実
	・母子自立支援プログラム策定などによる就労支援 ・保育所や留守家庭児童会への入所・入会のサポート ・父子家庭の実態把握 ・父子家庭の生活相談を行うとともに国・府等に対する施策の充実の要請



6. 保健衛生の充実

めざすべき姿

市民一人ひとりが個人の健康観に基づいて主体的に健康づくりを行っている。

保健・医療・福祉、教育など健康に関するあらゆる関係機関・団体および市民が地域・職域を越えて連携し、総合的で効果的な事業が推進されている。

これらにより、乳幼児から高齢者までのすべての人々が健やかで心豊かに生活ができています。

施策の体系

保健衛生の充実	母子保健の充実
	・妊婦健診の適正な受診などの啓発 ・虐待防止の早期発見および支援体制の充実 ・乳幼児の健康管理や発達支援の強化 ・思春期における健康教育の充実
	健康づくりと生活習慣病予防
	・市民の健康づくりへの意識の向上 ・生活習慣病予防の充実 ・各種検診の受診率の向上や事後指導の充実 ・各種がん検診等の受診率の向上、精度管理の充実 ・特定健康診査等の未受診者対策や保健指導利用率の向上 ・地域レベルでの健康関連データの適切な把握
	介護予防の推進
	・介護予防に関する知識の普及・啓発 ・介護予防事業の充実 ・ボランティアの育成・支援 ・地域レベルでの介護予防の取り組みの推進
	感染症対策の推進
	・市民の理解による予防接種の接種機会の安定的な確保 ・新興感染症や再興感染症の脅威に対する正しい知識や可能な予防手段の構築 ・感染症情報の収集や分析、その結果の公表の推進
保健衛生の充実	保健事業推進のための基盤整備
	・ヘルスマンパワーの確保や資質の向上 ・適切で効率的な保健指導の実施 ・適切な保健事業のデータ管理とその活用 ・保健・医療・福祉、教育、地域住民の連携強化と、推進組織の有効な運営

7. 市立池田病院を拠点とした 地域医療体制の充実

めざすべき姿

日常の診察や健康相談はかかりつけ医に、入院を要するような重度の疾患等については地域の基幹病院を利用するという病院と診療所の機能分担が進み、地域全体で切れ目のない安定した医療機能を受けることができる体制が整備されている。

施策の体系

市立池田病院を拠点とした地域医療体制の充実	診療機能の充実
	・医療の4事業や入院診療を中心とした医療体制の整備・充実 ・専門外来の充実 ・医療スタッフの確保 ・休日急病診療機能の充実
	地域医療連携の充実
	・地域の受け皿としての医療機能の充実 ・地域の医療機関との相互連携の充実
	広域医療の充実
	・高度医療機能を持つ病院などとの連携の強化 ・近隣の公立病院などとの機能分担や集約化を通じた連携の強化
	経営の健全化
	・徹底した費用の削減 ・経営健全化計画(公立病院改革プラン)に基づいた検証の実施



8. みんなで支える医療保険

めざすべき姿

持続可能で安定した医療保険制度を維持するため、現役世代と高齢者世代を通じた費用負担の公平化が図られているとともに、給付の平等性が確保されている。

国民皆保険制度が堅持され、誰もが安心して医療が受けられる社会が継続されている。

施策の体系

みんなで支える医療保険	健康づくりの支援
	・広報誌などでのPRによる健康診査の受診率の向上 ・被保険者の生活習慣病予防、健康づくりに対する意識の高揚
	医療費適正化の推進
	・レセプトの全数点検の継続 ・レセプトの電子化に伴う効果的な検討・分析
	保険料の収納率向上
	・新規加入世帯を中心とした口座振替の推進 ・滞納者を対象とした訪問調査や訪問徴収の実施
	健康と安心を支える医療制度の安定的運営
	・低所得者に対する保険料軽減分の財源措置の国への要望 ・制度改正にかかる市町村の意見聴取と財源措置を含めた国・府への要望 ・制度に対する市民意見聴取とその制度運営への反映



9. 人権尊重の推進

めざすべき姿

「人権の世紀」として位置付けられた 21 世紀も半世紀が過ぎ、一人ひとりの人権意識が向上し、差別や人権侵害のない社会が形成されている。

施策の体系

人権尊重の推進	課題に即した人権啓発の推進
	・関連機関との連携による活動の輪の拡大 ・インターネット等の新たなツールを活用した啓発活動の充実 ・それぞれの問題、対象に合わせた人権の啓発活動、教育活動の展開 ・インターネットなど新たなコミュニケーションにおけるモラルについての啓発活動の実施
	人権擁護・救済方法の充実
	・相談窓口体制の整備 ・相談機関とのネットワーク体制の充実 ・関係機関との連携による救済・保護システムづくりの推進 ・インターネット等の新たな形態による差別にかかる法規制についての国への働きかけ



10. 男女共同参画社会の実現

めざすべき姿

男女が互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女がともに政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができる社会が形成されている。

施策の体系

男女共同参画社会の実現	あらゆる分野への男女の参画促進
	・男女共同参画の理念の周知徹底 ・女性の管理職登用による政策、意思決定過程への参画の促進 ・市の審議会等委員への積極的な女性の登用 ・人権侵害等の相談体制の整備・充実の企業等に対する働きかけ
	多様な生き方を支援する条件整備
	・就労に関するさまざまな情報の提供や相談の実施などによる支援の充実 ・地域や家庭生活への男性の参画を促進するための啓発の充実
	女性の人権尊重
	・配偶者などからの暴力の防止と被害者保護のための基盤整備 ・「性」の重要性に対する正しい認識と理解を深める広報・啓発活動の実施

